

兵庫県公報

平成23年9月29日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 財務規則の一部を改正する規則（会計課）	1
告 示	
○ 平成19年兵庫県告示第409号の3（会計管理者の権限に属する事務の一部委任）の一部改正（会計課）	2

公布された法令のあらまし

●財務規則の一部を改正する規則（規則第36号）

平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の施行により、常時勤務に服することを要する県の職員等に対して、平成23年10月から平成24年3月まで、子ども手当を支給することとされること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月29日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第36号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）の一部を次のように改正する。

附則第13条中「、別表第3の2給与その他の給付、児童手当及び特例給付の項」を「及び別表第3の2給与その他の給付、児童手当及び特例給付の項」に、「子ども手当法」を「平成22年度等子ども手当法」に、「子ども手当」を「平成22年度等子ども手当」に改める。

附則に次の1条を加える。

（平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に係る特例）

第14条 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）の規定の適用がある場合における第54条第1項第11号、第55条第1項第12号、第60条第2項及び別表第3の2給与その他の給付、児童手当及び特例給付の項の規定の適用については、第54条第1項第11号中「県費負担金」とあるのは「県費負担金又は平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号。以下「平成23年度子ども手当法」という。）第20条第1項、第3項及び第5項の規定により適用される児童手当法第18条第1項及び第2項並びに平成23年度子ども手当法第20条第2項、第4項及び第6項の規定により適用される児童手当法附則第7条第5項において準用する同法第18条第2項に規定する県費負担金」とし、第55条第1項第12号中「並びに同法」とあるのは「、同法」と、「特例給付」という。）とあるのは「特例給付」という。）並びに平成23年度子ども手当法による子ども手当（以下「平成23年度子ども手当」という。）とし、第60条第2項中「特例給付」とあるのは「特例給付、平成23年度子ども手当」とし、別表第3の2給与その他の給付、児童手当及び特例給付の項中「及び特例給付」とあるのは「、特例給付及び平成23年度子ども手当」とする。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

告 示

兵庫県告示第1035号の2

平成19年兵庫県告示第409号の3（会計管理者の権限に属する事務の一部委任）の一部を次のように改正し、平成23年10月1日から施行する。

平成23年9月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表部局における予算の執行事務を所掌する課におかれる出納員の項中「(非常勤職員の通勤実費)」を削る。